

令和2年第4回臨時会

# 江東区教育委員会会議録

令和2年5月18日（月）

江東区教育委員会

## 令和2年第4回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和2年5月18日（月）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和2年5月18日（月）午後2時47分
- 3 開会場所 江東区教育センター（大研修室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、橋本俊雄（教育長職務代理者）、  
進藤孝、眞貝裕利子、鈴木清人
- 5 出席職員 武越教育委員会事務局次長、  
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、大町学務課長、  
伊藤指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、  
堀越教育支援課長（教育センター所長兼務）、河野地域教育課長、  
佐久間主任指導主事

### 6 議題

日程第1 議案第25号 令和2年度江東区一般会計補正予算（第3号）

### 7 報告事項

- (1) 区立学校園の臨時休業等にかかる経緯について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策方針について

### 8 協議事項

- (1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

### 9 審議概要

本多教育長 ただいまより、令和2年第4回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、理事者である栗原江東図書館長は体調不良により欠席となりますので、御報告いたします。

それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。橋本委員、進藤委員。お願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1、議案第25号、令和2年度江東区一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

武越事務局次長 議案第25号、令和2年度江東区一般会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

令和2年5月18日、提出者、江東区教育委員会。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染の拡大によりまして、国による緊急事態宣言の発出や緊急経済対策、東京都の緊急事態措置など、要求が刻一刻と変化する中で、当区においても区民の安全や安心を守るため、強い危機意識とスピード感を持った、さらなる取組や支援策の実施が求められております。

今般の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、チーム江東一丸となって、緊急的に編成するものであります。

それでは、資料1を御覧願います。1枚おめくりいただきまして、1ページの「令和2年度江東区一般会計補正予算（第3号）総括」を御覧ください。

今回の本区全体の補正額は57億6,700万円の増額で、補正前の額に対して2.2%の伸びとなっております。

歳入増の主なものは、第18款繰入金52億2,619万8,000円であります。この補正予算の財源は全て基金、つまり区の貯金を取り崩して充てることとしております。

歳出は、第5款産業経済費が最多で、続いて民生費、そして教育費の順になってございます。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について、御説明いたします。

2ページの「歳入歳出予算総括」を御覧ください。歳入は、第14款国庫支出金122万5,000円と、第15款都支出金2億6,702万5,000円の増額。歳出は、第7款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第5項幼稚園費で増額となっております、教育委員会事務局所管の歳出の補正額の合計は5億1,824万3,000円の増となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、3ページ、「歳入事項別明細書」を御覧ください。第14款国庫支出金は、学校からの遠隔学習機能の強化支援補助金。第15款都支出金は、オンライン学習環境整備支援事業補助金や家庭学習通信環境整備支援事業補助金等の増額部分になります。

続いて、歳出についてですが、別紙にて御説明をいたします。

別紙、「令和2年度一般会計補正予算（第3号）の概要について」を御覧いただければと思います。1枚物でございます。教育関係では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学校や幼稚園の臨時休業が継続する中、各家庭での学習環境づくりと、学校園と家庭間の連絡体制強化を

図るため、また、私立学童クラブへの運営補助を行うための補正予算を要求したものでございます。

まず、小中学校教育情報化推進事業として、1、タブレット端末等の貸与では、インターネット環境のない家庭に、学校のタブレット端末とモバイルルーターをセットで貸し出すことにより、オンライン学習を可能といたします。経費は2億7,835万円となります。

また、2のオンライン学習アプリの導入により、全小中学生の家庭学習の充実を図ります。2億2,440万円を計上いたします。

続いて、幼稚園・小中学校管理運営事業では、3の携帯電話の配備により、学校園と全幼児、児童生徒本人や家庭との連絡体制を強化いたします。経費は841万円です。

次に、4の私立学童クラブ臨時休所支援事業ということで、私立学童クラブの原則利用休所措置により、利用料の減額、返金を行ったことによる減収分について、その同額を補助することにより、施設の運営継続、維持を図ることといたします。補助金額708万円を計上いたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。

本多教育長 本案について、質疑をお願いいたします。

鈴木委員 タブレットの端末等の貸与についてとありますが、インターネット環境のない家庭にお渡しするというので2億7,835万と書いてありますけれども、まず、人数は何人ぐらいいらっしゃるのか。持っている方と持っていない方の人数をお聞きしたいのと、それから、もう一つは、御家庭のタブレットがあった場合に、オンライン学習をするんでしょうけれども、このときに通信料がかかると思うんですが、貸し出したものは、その辺の通信料というのは、自分が持っているのと借りたのがそれぞれでかかると思うんですが、その辺の対応というのはどうお考えですか。

伊藤指導室長 こどもたちの人数が、小中学生全員でおよそ3万3,000人になります。この中で、今回、アンケート調査を行いまして、各家庭の中で例えばタブレット、パソコン等があるけれども、こどもたちの学習に使える、また、そういった環境がないと回答をした方々の人数はおよそ2,200人でした。ここに学校のタブレットとモバイルルーターをセットで貸し出すことによって、環境を整えることになります。

また、通信料につきましては、ご家庭の端末を使用する際は、家庭のWi-Fiを使っていただくことになります。今回、貸出しをするものについては、通信費も含めまして、区で対応することになります。

鈴木委員 それぞれの御家庭で持っている分については通信料がかかるので、そのかかった通信料の対応は自腹になるんですか。その点だけ教えてください。

伊藤指導室長 環境の整っている方については、BYODと申しますか、それぞれの家庭のものを、こどもたちの学習に使っていただくことをお願いすることになります。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。  
それでは、これより報告事項に入ります。  
報告事項1、区立学校園の臨時休業等にかかる経緯についてを事務局より説明願います。

池田庶務課長 それでは、私から報告事項1について御説明いたします。  
資料2を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に鑑み、江東区教育委員会事務局では、区立学校園の臨時休業等について、適宜、各学校園に通知するとともに、各学校園からは保護者宛ての周知を行ってまいりました。

この通知につきましては、4月2日開催の本教育委員会において、4月1日付の第6報、始業式、入学式以降の取扱いの中で、それぞれ規模を縮小して実施することなどを御報告したところでございます。

その後の状況につきましては、教育委員の皆様にも適宜お伝えしたところでございますが、本日は改めて、その後の第7報以降の内容により、区立学校園の臨時休業等について、時系列で御説明いたします。

では、こちらの表を御覧ください。まず、4月3日の第7報です。4月1日の東京都教育委員会において、5月6日までの都立学校臨時休業が決定したことを踏まえ、本区の区立学校園についても4月6日から5月6日まで、臨時休業といたしました。この時点では、入学式、始業式については、感染リスクに配慮して実施することとし、週に1回の登校日を設け、給食を提供することとしておりました。また、保護者が就労等により養育が困難な場合は、児童を区立幼稚園やきつずクラブ、特別支援学級で受け入れることといたしました。

その後の4月5日には、新型コロナウイルス感染症の東京都内での発生が増加していることを踏まえ、入学式のみを実施し、始業式は延期、登校日は中止することとし、ホームページを活用し、その旨、公表いたしました。

また、その翌日、4月6日、小学校の入学式は実施したものの、同日開催した江東区危機管理対策本部会議を踏まえ、この時点で未実施だった中学校、幼稚園の入学式、入園式は中止することといたしました。

その後、4月23日には、東京都で5月7日、8日の都立学校休校が決定されたことから、4月24日の第9報において、区立学校園についても同様に、5月7日及び8日を臨時休業とする旨、通知いたしました。

さらに、4月30日には、東京都における新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に鑑み、第十報において休業期間を5月末まで延長することとし、現在に至っております。

なお、各通知文の内容につきましては2ページ以降に添付しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。既に先生方には御理解をいただいているかと思いますが。

それでは、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項2、新型コロナウイルス感染症対策方針について、説明願います。

池田庶務課長 それでは、報告事項2について御説明いたします。

資料3を御覧ください。区では、新型コロナウイルス感染症に関する全庁的な情報の共有とその対応策を検討し、決定する機関として、区長、副区長、教育長、そして庁内の各部長で構成する、江東区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を適宜、開催しております。

本日は、現在の状況、つまり5月末まで全国的に各施設やイベントなどを休業、休止と判断した4月30日開催の本部会議の概要、そして、6月以降の区の方針を検討するに当たり参考となる、国や都の方針などを報告した5月15日の本部会議の概要の2点について、御説明します。

まず、1ページ目です。こちらは、4月30日に開催された対策本部会議において示された資料のうち、5月末までの方針をまとめた新型コロナウイルス感染症対策方針についての資料です。

まず、1番のイベントや会議等の自粛です。自粛期間については、4月30日の時点において、政府の緊急事態宣言の期間が延長される見込みが高いということを踏まえ、5月31日まで延長することとし、6月1日以降については、同本部会議を開催し、改めて判断することとしております。

次に、2番の小中学校等の休業についてです。先ほどの臨時休業の経緯でも御報告させていただきましたように、臨時休業の期間を5月31日まで延長することとしております。

また、3番の施設の休館として、区内各所にあります公共施設についても、同様の対応とすることとしております。

さらに、4番、不要不急の外出の自粛についても、この会議を経て、区の方針としたものでございます。

以上により、5月末までの方針について、4月30日の本部会議において決定したところでございます。

それでは、2ページ目、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の休止」を御覧ください。

こちらは、小中学校以外の主な教育施設として、1ページ目の3番の項目を踏まえたものでございますが、図書館と豊洲西小のプール・トレーニング室、そして、教育センターの状況でございます。こちらの3施設についても全て同様に、5月31日まで休館、休止としております。

次に、3ページ目でございます。

こちらは、先週の金曜日、5月15日に開催された対策本部会議において使用した資料の一部を抜粋したものでございます。この会議では、国が5月14日に示した基本的対処方針をこの資料に基づいて説明するとともに、15日の都知事の会見の概要も紹介した上で、本区の対応についてはこのように検討していくということを確認したものでございます。

では、資料の1番を御覧ください。まず、基本的対処方針（変更）のポイントです。国では4月以降、緊急事態宣言に基づく特定警戒都道府県を順次、指定し、5月4日には全47都道府県を対象にして、5月末までの期間を定め、緊急事態宣言が発令されたところですが、5月14日には、そのうち東京、埼玉、千葉、神奈川などの8都道府県を除く39県について、同日付で宣言が解除されたところです。

一方、国は、この8都道府県については、改めて21日時点における状況を勘案し、必要に応じて5月31日までとした宣言期間を待たずに、解除の可否を改めて判断するものとしております。

そこで、解除に当たっての判断、指標が示されましたが、国としては3つの視点に着目し、総合的に判断することとしております。まず、1つ目が感染状況です。こちらは疫学的な状況として、オーバーシュートの兆候が見られずに、クラスター対策が十分安全な水準としての感染者数として、1週間当たりで累積感染者数が10万人当たり0.5人からとしております。これを東京都に置き換えた場合は、1週間で約70名。1日当たりでは10名程度と推計されます。2つ目は、医療提供体制が、重傷者が増加した場合でも、十分対応できる体制であること。3つ目は、監視体制としてPCR検査など、感染が拡大する傾向を早期に発見し、

直ちに対応できる体制が整えられているかという点で、既に解除された39県については、国として、これらの3つの指標をクリアしたと判断したところでございます。

次に、3番の蔓延防止策の内容です。この内容は、既に緊急事態宣言が解除された39県が、5月14日以降に、留意すべき防止策において、東京都のように継続が解除されていない8都道府県は該当しませんが、今後、東京都や区が出口戦略を今後、検討していく中で、参考になるものと見られます。

まず、1つ目として、外出の自粛です。解除地域では、接触機会の8割低減という目標はありませんが、リスクの高い都道府県をまたぐ移動は避けるとともに、三密のある場所への外出は引き続き自粛を促しております。

次に、催物（イベント）、そして、施設の使用制限についてです。いずれも、地域の実情に応じて対応すること。つまり、制限を緩和することとしておりますが、これまでクラスターが発生した施設や三密のある施設、そして、大規模な催物については引き続き、徹底した感染防止の取組を実施しつつも、それでもリスクを避けられない場合は、中止や延期を求めることとしております。

イベントについては目安になりますが、屋内、屋外それぞれ、容認できる人数規模を200人、100人とそれぞれ示しております。

次に、職場への出勤等です。これまでの出勤者数7割削減のような目標は掲げませんが、引き続き、在宅勤務や時差出勤など、人との接触を低減する感染拡大防止に取り組むこととしております。また、事業の継続に当たっては、特に国民生活に欠かせない事業については、業種ごとに策定するガイドライン等を踏まえながら、感染防止拡大策を講じて、業務を継続しております。

では、4ページ目を御覧ください。

これは、今申しあげました国の基本的対処方針の中で、学校等の取扱いについて記載がありますので、抜粋したものでございます。この取扱いについては、宣言が継続される8都道府県と、終了した39県ともに、同様の内容でございます。

まず、①の文科省では、学校について、中段にありますように、地域の感染状況に応じて感染予防に最大限配慮をした上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境をつくることとしております。

また、②厚労省では、保育所や放課後児童クラブについて、可能な保護者に対し登園を控えることをお願いし、保育等の提供を縮小すること。そして、仕事を休むことが困難な者のこども等の保育等を確保しつつ、臨時休園することの考え方を示しています。

国の状況については以上でございます。

最後に、お手元に資料はございませんが、5月15日金曜日の小池都知事の会見内容についても説明がありましたので、御報告いたします。

会見では、宣言の緩和、もしくは第2波の到来を予想して、コロナウイルスを乗り越えるためのロードマップ、骨格というものを国とは異なる基準で示しましたが、その際、国が5月21日に、5月末を待たずして、東京都に対しても国の宣言を解除した場合であったとしても、東京都といたしましては、今月末までは現在の自粛状況を継続し、その後、おおむね2週間のステップを踏んで、順次、段階的に解除を目指すという発言がありました。

本区といたしましても、この趣旨を踏まえたと、現時点での状況といたしましては、6月以降、2週間という一つの目安を持ちながら、段階的に解除をしていくと考えることもできるかと思えます。

私からは以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。これより協議事項に入ります。

協議事項1、江東区立学校感染症予防ガイドラインについてを議題といたします。

本案は、関係諸機関への周知との関係で、秘密会としたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま、全員一致の賛成がありましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、本審議を秘密会といたします。

それでは、本案について事務局より説明願います。

伊藤指導室長 それでは、江東区立学校感染症予防ガイドラインについて、説明をいたします。

資料4-1を御覧ください。本ガイドラインは、国及び都からの学校再開ガイドライン及び臨時休業ガイドラインを踏まえ、江東区教育委員会として、学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための考え方や、学校再開に向けた考え方を指針として示すものです。なお、この本指針につきましては、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂する場合がございます。

それでは、順番に説明をさせていただきたいと思えます。

1、感染症予防策の徹底についてです。児童生徒へは毎日の検温、健康観察シートへの記録、提出を行い、手洗い、マスク着用等の指導を徹底します。発熱等の症状が見られる場合には登校を控えていただきます。また、教職員につきましても同様とします。さらに、校内の手すり等の消毒等、環境衛生に努めてまいります。

2、教育活動上の留意点についてです。今後の感染状況にもよりますが、6月1日から分散登校による学校再開を予定してまいりたいと考えております。幼稚園は学年ごとに日を分け、隔日の登園を。小学校では、1年生、6年生を週3日。他の学年を週2日。中学校では、3年生を週5日。他の学年は週2日から3日間とする予定です。

学校での活動は、学級を2分割するなど、分散して事業を実施し、当面の間、1日当たりの授業時数は3時間程度。また、給食はなしとしてまいりたいと考えております。2週間程度で感染状況を確認の上、取組を検討し、次の指示を出すことにいたします。

詳細につきましては別添1に詳しく添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

3、夏季休業期間についてです。小・中、義務教育学校では、8月8日から24日までの17日間。幼稚園では8月1日から28日までの28日間とします。

4、土曜授業についてです。土曜授業の実施については、今後の感染状況等を踏まえ、実施の可否を検討してまいりたいと思っております。

5、ICTを活用した学習についてです。オンライン学習ソフトを活用した家庭学習を実施し、授業を補完してまいりたいと考えております。

6、主な学校行事等についてです。運動会、学芸会、文化祭等は中止としたいと思っております。その際、日頃の学習やその成果が伝わるよう、工夫してまいりたいと考えております。

水泳指導につきましては、健康診断が未実施であるため、中止とする予定です。

修学旅行、移動教室につきましては、全て夏休み明けに延期をしている状況ですが、7月をめどに実施の最終可否を決定する予定です。

部活動につきましては、通常の週時程の開始を一つの目安として、当面の間、中止としてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      資料4-1に基づいて、今、説明をしていただきました。  
それでは、本件について質疑願います。いかがでしょうか。

橋 本 委 員      結構大変なことにはなっていて、こどもたちも毎日家にいて、どうやって勉強するんだろうとか、いろんなことが騒がれているようです。親御さんの意見を聞くと、ゲームばかりやって全然勉強をしていない。テレビかゲームかのどちらかだということも聞いております。また、たまたま登校日とかがあったときに、こどもたちの顔を見ていると、1年生になったんだよね。中学生が入学式をしていなの、けじめがつかないような意見もあつたりしています。

もし可能であれば、学校単位ではあると思うんですが、式典はしなく

ても、入学式みたいなことをできないものか。それから、入学許可証とか、入学を許可しますって校長先生は言いますね。そのことで子どもたちにどれだけけじめがついていくのかなという気もしているところなので、そういうことができていけないか。

それから、ICTはおかげさまで、すごく苦勞して皆さんにやっていただいて、ここまで来たなという感じですが、これはいつ頃からどんな形でやっていかれるのか。どんなふうに、1年生と6年生はもちろん違いますし、中学生もまた大分差があると思うんですが、どんな形でどんなふうに。全部がツウエーで最初から行くななんて思ってもいませんし、最初はホームルール程度なのかなとか、それをどんなふうにしていくのかなと思い、案があれば、教えていただければと思います。

伊藤指導室長　　まず、1点目の中学校の入学式についてです。式典という形では、今回はできないため、中止ということで表明をさせていただいているところであります。一方で、子どもたちには、これからの中学生生活についての期待等を高めていく必要があると考えており、校庭等で、校長から講話等をしていただき、これから始まる中学校生活に期待がふくらむような会を設けていきたいと考えております。

また、ICTにつきましては、中学校3年生、小学校6年生を最優先に、今週から貸出を行っております。他の学年につきましては、上の学年から順次、用意ができ次第、タブレット等を配布し、環境の整っていないご家庭でも学習ができるような状態に持っていきたいと思っております。

その上で、今回は、学習用の動画等が見られるオンラインのソフトも併せて、予算化されることになっておりますので、動画を見ながら、授業と同じように学習ができ、未履修の学習についても事前に動画等で学び、学習を進めることができると思っております。

こちらのソフトは、6月上旬頃には使える状況になる予定です。

本多教育長　　双方向の方向性について。

伊藤指導室長　　例えば朝の会では、双方向のテレビ会議を活用することに意味があるかと思っております。担任から子どもたちの顔を見ながら健康状況の確認の他、励ましの言葉をかけたりすることなどもできますので、双方向のよさが生きると思っております。

本多教育長　　分散登校が始まりますけれども、毎日、学校に来られるわけではないので、分散登校をしながらもICTを使って、進めていく形になるかと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

眞 貝 委 員 2週間をめぐるといことですけれども、6月15日以降、安全が確認された場合、給食やきつずも通常どおりに始まるのでしょうか。  
また、今後の土曜日の対応についてお聞かせください。

本 多 教 育 長 3つあったと思います。では、指導室長から。

伊 藤 指 導 室 長 私からは、給食と土曜日のことについて、お答えさせていただきたいと思ひます。給食につきましては、お弁当・給食ということも考えられるんですが、持ち帰りについては、給食としては衛生上無理だという、保健所の見解を頂いています。学校で喫食ができるような、状況になるまで、現状では給食の提供は難しいのではないかと、考えているところでは。

また、土曜日につきましては、教育委員会でどれだけ必要な授業が実施できるかということ計算をしております。分散登校によって子どもたちが学校へ来る日数、ICTによる授業の補完等を通して、土曜授業を実施しなければいけない状態になるかどうか、状況を見て判断をしてみたいと思ひております。

本 多 教 育 長 では、きつず。

河野地域教育課長 きつずクラブについてのお尋ねでございますけれども、まず、学校につきまして、現在、分散登校の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ということがありまして、なるべく子どもを集めない。もしくは、クラスを分けて登校をさせるという意味から考えますと、きつずクラブを全面的に開くことになりまして、学校に子どもを集める状況になります。ですので、現時点で我々が今、考えを出すところにおきましては、きつずクラブについては現状のままです。この現状というのは、原則利用休止。そして、なおかつ両親が働くということで就労を避け得ない。そういう御家庭に対しましては、その理由を十分お聞きした上で、お預かりをすることになります。

この後、緊急事態宣言の撤回等、社会経済状況がどんどん元に戻っていくような状況の中では、今休んでいる御両親の方がお互いに働きに出ていくことになりまして、そういう方につきましては、事情を聞いた上でお預かりすることになります。現状、原則利用休止の中での現在の利用状況に加えて、お子さんを預かる数は増えていくかと思ひてございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。  
今回は分散登校による学校再開ということですので、このところが

これまでの臨時休業とは違っているところ。それから、分散ですので、全ての子どもたちが同じわけではないというふうになりますので、そういった部分については、お配りしております資料の4-2に細かく書かれているところではありますけれども、学校としっかり連携を図って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、学校運営編というところで、資料4-2の3のあたりに書いてありますけれども、学校を再開するに当たりましては、消毒を行ったりとか、子どもたち同士の距離をとったりということについても、かなりしっかりと見ながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それ以外はいかがでしょうか。

進藤委員 これから分散登校ということで、大変な時期になるとは思いますけれども、今の学校の先生方の出勤状況といいますか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、夏季休業が小学校、中学校では17日間ということですが、これはどの辺の基準で17日間ということになったのか。休校のために相当失った時間を、カリキュラムを取り戻せるような状況の中で、この17日間ということになったのかどうか、その辺を教えてください。

伊藤指導室長 まず、先生方の出勤状況ですけれども、こちらで把握しているところだと、2割から3割程度になっています。管理職、日直の教員、そして、学年1名程度が、学校に出勤をしながら、子どもたちに電話をかけたり、学習の指示を出したり、健康状況の把握をしたりということをしております。

また、家庭での自宅勤務につきましても、家庭から先ほどのICTを使った学習のソフトで、子どもの学習状況を把握し、コメントをしてあげるなど、自宅勤務であっても先生方は子どもたちの学習に寄与しております。

それから、夏季休業の短縮についてですが、実質的に4月から5月の学習を全て夏休みの短縮で補うことは無理です。

しかしながら、学校の年間指導計画では、ある程度余剰といいますか、少し多めに指導時間をとっております。こういったものを外して計算をしたときに、標準時数におよそどのぐらいの学習時間があつたら、子どもたちの学びの補償ができるかを計算をしていきました。

また、今進めているICTを使った家庭学習と授業を関係付けながら、子どもたちの学習の定着をしっかりと見取り、進めていくことも考え、総合的に判断し、夏休みについてはこの期間という算出をしております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

進藤委員 はい。

本多教育長 文科省のほうも、その年度内で終わらなくてもという話も出ていますし、そういったこともありまして、小6と中3を優先的に時間数を増やす形でやっていこうと考えております。

ほかにいかがでしょうか。

橋本委員 文化的な行事、学芸会とか運動会とか、その辺が全部中止になっておりますが、こんなときだからこんなことをやってみたらどうだろうとか、いろいろ企画をもしどなたか持っていらっしゃったり、教育委員会の中でこんなことを、例えばICTを使ってこんなことをやってみるとおもしろいんじゃないとか、今後、僕も考えてやりたいなと思っているんですが、こんなときだからこんなことをやってみたいというのが、どなたかいらっしゃったら、最後に聞きたいんですが。

伊藤指導室長 様々な行事が少なくなってしまったため、どうしても子どもたちについては知識、理解が中心になってしまう。これは否めないところではあると思っています。

一方で、行事に代わり、例えば写真とか、あるいは動画等で、保護者に子どもたちが頑張っている様子、一生懸命勉強をしている様子などを届けていくことは可能ではないかと思っています。このように、ふだんの様子を流していくことによって、子どもたちの学習の様子が保護者、あるいは地域の方にしっかりと伝わっていくのではないかと考えています。

本多教育長 ほかにございますか。

鈴木委員 協議事項から外れると思うんですけども、この間、議会のほうから要望が幾つか出たと聞いているんですが、どんなことを議会の人が要望をしているのか、支障なければ教えていただきたい。

武越事務局次長 議会からは、教育長、区長宛てに要望が出ております。とりわけ教育委員会に対して、自宅学習での進め方ということで、ICTを取り入れて、あとはそれぞれでやっていくべきだという御要望。それと、あとは今後、今はそうなんですけれども、その先についても、1人1台のタブレットを持って家庭学習。1人1台パソコンを持って学習ができるように、そういった御要望があったところでございまして、こちらについても企画や財政サイドと協議をしながら、進めているという状況でございます。

本 多 教 育 長      よろしいでしょうか。

今、橋本委員からも、鈴木委員からも、いろいろありましたけれども、学校によさというところ、学校は学習だけではないですので、学校の意味というか意義は。そういったところでは、今、次長からも答弁がありましたけれども、今後、状況を見て、学習成果を保護者に伝えていくとか、子どもたちが学校の限られた中でできること、それを考えていくこと自体も、子どもたちのこれからの我々が育てていかなければいけない学びの力だと思っていますので、そのことも含めて、学校と連携を図りながらしっかりと進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本案について承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長      御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますけれども、関係諸機関への周知後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもって令和2年第4回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。